平成27年度

税制改正のあらまし

公益財団法人 全国法人会総連合

はしがき

平成27年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

本年度の税制改正は、デフレ脱却・経済再生の実現に向け成長志向に重きを置いた法人税改革が行われ、国税と地方税を合わせた法人実効税率は2.51％引き下げた32.11％とされました。そのほか、法人税関係では、「欠損金の繰越控除制度の見直し」「受取配当等の益金不算入制度の見直し」「所得拡大促進税制の見直し」「地方拠点強化税制の創設」などが措置されています。

また、消費税関係では、平成27年10月に予定されていた消費税率10％への引上げを平成29年４月に延期し、財政健全化の観点から景気判断条項を付さずに確実に実施するとされたほか、「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」などが講じられました。所得税関係では「ジュニアＮＩＳＡの創設」「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設」など、資産税関係では、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」「非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し」などが講じられています。

本書は、こうした法人会員の皆様に関係のある改正のポイントを分かりやすく解説したものです。会員の皆様の経営と税務にお役立てていただければ幸いです。

平成27年５月

公益財団法人　全国法人会総連合

目　次

Ⅰ　法人税関係

1．法人税率の引下げ …… 4
2．欠損金の繰越控除制度の見直し …… 5
3．受取配当等の益金不算入制度の見直し …… 7
4．研究開発税制（総額型）の見直し …… 8
5．所得拡大促進税制の見直し …… 9
6．地方拠点強化税制の創設 …… 11
7．特定の資産の買換え等の場合等の課税の特例 …… 13

Ⅱ　地方税関係

1．外形標準課税 …… 14
2．ふるさと納税の拡充 …… 17

Ⅲ　消費税関係

1．消費税率10%引上げ時期の変更 …… 18
2．外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し …… 18
3．国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し …… 19

Ⅳ　所得税関係

1．NISA の拡充 …… 20
2．エンジェル税制の拡充 …… 21
3．住宅ローン控除等の適用期限の延長 …… 22
4．国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設 …… 23
5．国外親族の扶養控除等の書類の添付等義務化 …… 24

Ⅴ　資産税関係

1．住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充 …… 25
2．結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 …… 26
3．教育資金の一括贈与の非課税措置の延長 …… 27
4．非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し …… 28

Ⅵ　その他

1．財産債務明細書の見直し …… 29
2．税務調査手続きの見直し …… 30
3．マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用の推進 …… 30
4．空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正 …… 31

Ⅰ　法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（改正前25.5%）に引き下げられました。

これに加え、法人事業税所得割の税率の引き下げ（14ページ参照）も行われ、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

	改正前	改正後	
		平成27年４月１日以後開始事業年度	平成28年４月１日以後開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
（参考）大法人向け法人事業税所得割 ＊地方法人特別税を含む ＊年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
（参考）国・地方の法人実効税率 ＊標準税率ベース	34.62%	32.11% （▲2.51%）	31.33% （▲3.29%）

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、２年延長されます。

【中小法人に係る法人税の適用税率】

適用区分	改正前の適用税率	平成27年4月1日以後開始事業年度
所得金額800万円超の部分	25.5%	23.9%
所得金額800万円以下の部分	15%（本則19%）	15%（本則19%）

適用時期

平成27年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度に生じた欠損金額をその各事業年度の翌事業年度以降に繰り越し、所得金額の計算上損金の額に算入するものです。今回の改正では、大法人に対する欠損金の繰越控除限度額の引き下げなどが行われました。

（１） 中小法人等以外（大法人）の場合

① 欠損金の控除限度額の引下げ

中小法人等以外の法人における青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額については、段階的に引き下げられます。

	改正前	改正後	
		平成27年４月１日以後開始事業年度	平成29年４月１日以後開始事業年度
控除限度額	繰越控除前の所得金額の80％	繰越控除前の所得金額の65％	繰越控除前の所得金額の50％

② 再建中の法人に係る欠損金

上記①にかかわらず、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人のその再生手続開始の決定等の日から再生計画認可の決定等の日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、欠損金の控除限度額が所得金額の100％となります（平成23年度税制改正における経過措置については、統合して廃止（注））。ただし、金融商品取引所へ上場等した場合にはその上場等の日以後に終了する事業年度は対象外となります。

なお、会社更生等による債務免除等があった場合における設立当初からの欠損金の損金算入制度については、その取扱いに影響はありません。

（注） 再生手続開始の決定を受けたこと等の事実が生じた場合には、欠損金の控除限度額を所得金額の100％とする経過措置が設けられていました。

③ 新設法人に係る欠損金

上記①にかかわらず、法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、欠損金の控除限度額は所得金額の100％となります。ただし、金融商品取引所へ上場等した場合にはその上場等の日以後に終了する事業年度は対象外となります。

なお、資本金の額等が５億円以上の法人等（大法人）の100％子法人及び100％グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人については、その対象となる新設法人から除かれます。

（2） 中小法人等の場合

中小法人等（注）における欠損金の控除限度額は、所得金額の100％のまま変更ありません。

（注） 中小法人等とは、次の法人をいいます。

① 普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

※ 投資法人、特定目的会社、受託法人、相互会社、資本金の額等が５億円以上の法人等（大法人）の100％子法人及び100％グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除きます。

② 公益法人等

③ 協同組合等

④ 人格のない社団等

（3） 特定目的会社等の場合

特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、欠損金の控除限度額は、所得金額の100％のまま変更ありません。

（4） 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が、平成29年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から10年（改正前９年）に延長されます。

これに伴い、次の措置が講じられます。

	改正前	改正後 平成29年４月１日以後開始事業年度
欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間	９年	10年
欠損金額に係る更正の期間制限	９年	10年
欠損金額に係る更正の請求期間	９年	10年

適用時期

（１）の改正は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

（４）の改正は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

③ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度は、配当を支払う法人の段階において法人税を課税し、受け取った法人の段階で再度課税するといった二重課税を排除する趣旨から設けられています。受取配当等の益金不算入制度について、持株比率の基準及び益金不算入割合の見直しが行われました。

（1） 益金不算入の対象となる株式等の区分及び配当等の益金不算入割合等の見直し

支配目的の株式（持株比率が高い株式）への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に、税制が影響を及ぼすことのないように100％益金不算入としつつ、持株比率の基準が引き上げられました。

また、支配目的が乏しい株式等（持株比率が低い株式等）への投資については、債券投資等のような他の投資機会との選択を歪めないように、新たに区分を設け、益金不算入割合の一部が引き下げられました。

改正前		改正後	
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25％未満	50％	５％以下	20％
		５％超１/３以下	50％
25％以上	100％	１/３超	100％

※ 持株比率「５％以下」（非支配目的株式等）及び「５％超１/３以下」（その他の株式等）については、負債利子（株式等の取得に要した借入金の利子）がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外されます。

（2） 株式投資信託の収益の分配の額

	改正前	改正後
公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額	収益の分配の額の１/２（１/４）の金額の50％益金不算入	全額益金算入（０％益金不算入）
特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額		20％益金不算入（非支配目的株式等に該当）

適用時期

平成27年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

4 研究開発税制（総額型）の見直し

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、一般試験研究費に係る控除税額の上限を当期の法人税額の30%（原則20%）に引き上げる措置が適用期限の到来をもって廃止され、当期の法人税額の25%とされます。ただし、特別試験研究費に係る控除限度額（当期の法人税額の５%）を加えたところの控除税額の上限の総枠は、当期の法人税額の30%とされます。

また、オープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進する観点から、共同研究・委託研究などの特別試験研究費の範囲が拡充され、税額控除率が引き上げられます。

		改正前	改正後
控除限度の総枠		法人税額の30% （平成26年度末まで。原則20%）	法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	８～10%（中小法人12%）	８～10%（中小法人12%）
	控除限度額	法人税額の30% （平成26年度末まで。原則20%） ※　控除限度超過額は１年間繰越。	法人税額の25% ※　控除限度超過額の繰越控除は廃止。
特別試験研究費	範　　囲	以下の試験研究費に要する費用 ①　国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②　民間企業との共同研究 ③　中小企業者への委託研究 ④　技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤　希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究	以下のとおり拡充 ・①について、特別試験研究機関等（注）のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外 ・③の委託先に、「公益法人等（社会医療法人等を含む）、地方公共団体の機関・地方独立行政法人（公立病院を含む）等」を追加 ・「⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加
	税額控除率	12%	①30%、②～⑥20%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	法人税額の５%（別枠）

（注）　研究開発力強化法による試験研究機関等及び試験研究独立行政法人

適用時期

平成27年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 所得拡大促進税制の見直し

青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する際、雇用者給与等支給額の増加割合（雇用者給与等支給増加割合）が一定以上などの次の要件を満たす場合には、雇用者給与等支給額の増加額の10％を法人税額（法人税額の10％を限度。中小企業者等は20％を限度）から控除することができます。今回の改正では、雇用者給与等支給増加割合の要件について見直しが行われました。

所得拡大促進税制の要件

(1) 雇用者給与等支給額（**注１**）が基準雇用者給与等支給額（**注２**）と比較して２～５％以上増加していること（次ページ参照）

(2) 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること

(3) 平均給与支給額（**注３**）が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

（注１） 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」（役員とその特殊関係者及び使用人兼務役員を除いた、法人の国内の事業所に勤務するすべての雇用者）に対する給与等の支給額をいいます。

（注２） 基準雇用者給与等支給額とは、平成25年４月１日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

（注３） 平均給与支給額とは、適用年度の「継続雇用者」（適用年度に新しく入社した方や前事業年度中に退職された方は含まれません）に対する給与等の支給額を当該継続雇用者の月ごと延べ人数の合計で割った金額をいいます。

今回の改正においては、雇用者給与等支給増加割合の要件が次のとおり見直されました。

	改正前	改正後	
		平成28年４月１日以後開始する適用年度	平成29年４月１日以後開始する適用年度
①中小企業者等	５％増	３％増	３％増
②中小企業者等以外の法人	５％増	４％増	５％増（改正なし）

事業年度ごとの雇用者給与等支給増加割合は、次のとおりです。

① 中小企業者等

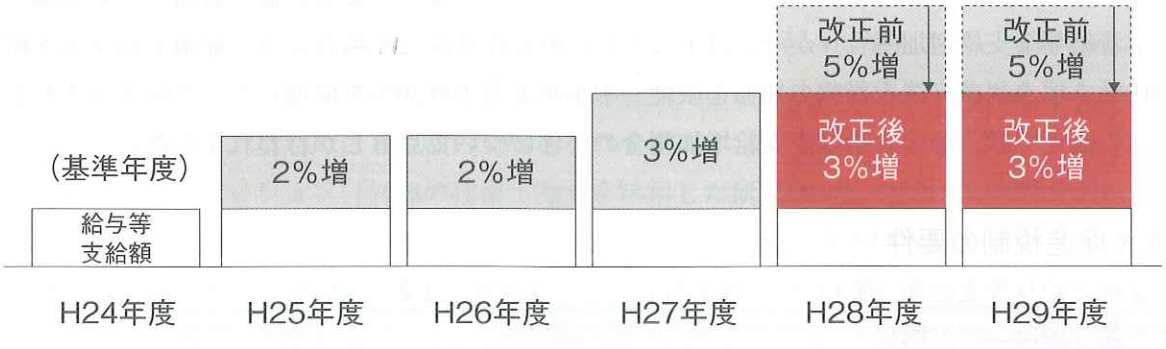

② 中小企業者等以外の法人

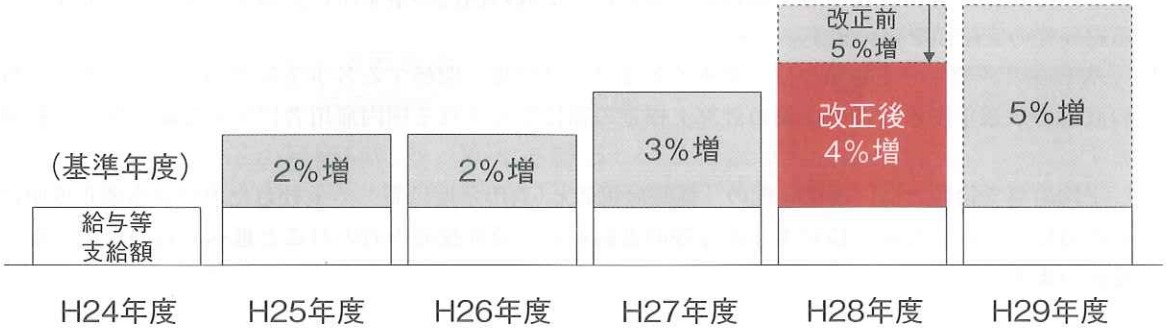

適用時期

①中小企業者等の改正は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度について、②中小企業者等以外の法人の改正は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

6 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により、本社機能の東京圏からの地方移転や地方での拡充への取組みを支援するため、本社機能を地方移転した場合などに投資減税や雇用促進税制の特例を適用できる地方拠点強化税制が創設されます。

地域再生法の改正では、①都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けること、②法人は、その区域での本社機能等の強化について、必要な投資や雇用増の見込み等を盛り込んだ計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることなどが規定され、この認定を受けた法人に対して、一定の建物等に係る投資減税や雇用促進税制の特例が講じられます。

（1）特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除

青色申告法人で、地域再生法に規定される「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」について、地域再生法の改正法の施行の日から平成30年３月31日までの間に認定を受けたものが、その計画に沿って、その認定の日から２年以内に建物及びその附属設備並びに構築物（一定の規模以上のもの（注１））を取得等し、事業の用に供した場合には、次の区分に応じてその取得価額につき特別償却または税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の20％を限度）のいずれかを選択適用できます。

	改正地域再生法の施行日～H29.3.31	H29.4.1～H30.3.31
移転型（注２）	25％特別償却又は７％税額控除	25％特別償却又は４％税額控除
拡充型（注３）	15％特別償却又は４％税額控除	15％特別償却又は２％税額控除

（注１）「一定の規模以上のもの」とは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者にあっては、1,000万円以上）のものをいいます。

（注２）「移転型」とは、国が定める特定の地域（東京23区）からの移転を伴う計画をいいます。

（注３）「拡充型」とは、上記の「移転型」以外の計画をいいます。

（2）雇用促進税制の拡充

地域再生法の改正法の施行の日から平成30年３月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた青色申告法人については、その認定の日以後３年間において、従来の「雇用者の数が増加した場合の税額控除制度」が拡充されます。

	雇用促進税制	特例１	特例２
対象法人（要件）	①　法人全体の前期比雇用増が５人（中小２人）以上 ②　法人全体の雇用者数が前期比10%以上増　等	・　平成29年度末までに「計画」の認定 ・　雇用促進税制の要件（左記②の要件以外）を満たす場合	・　「移転型の計画」の認定 ・　特例１の適用 ・　法人全体、当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しないこと　等
措置内容	【税額控除】 法人全体の前期比雇用増 ×40万円	【税額控除】 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増×50万円（要件②を満たさない場合は20万円）	【税額控除（特例１とは別途）】 当該地方拠点について、「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円
		※　上限は、地方拠点強化税制（投資減税）・従来の雇用促進税制とあわせて当期の法人税額の30%	
対象期間		「計画」の認定以後３年間	

適　用　例

「移転型の計画」が認定された年度
東京本社から地方拠点に30人異動／新規採用【地方拠点20人】【その他地域５人】

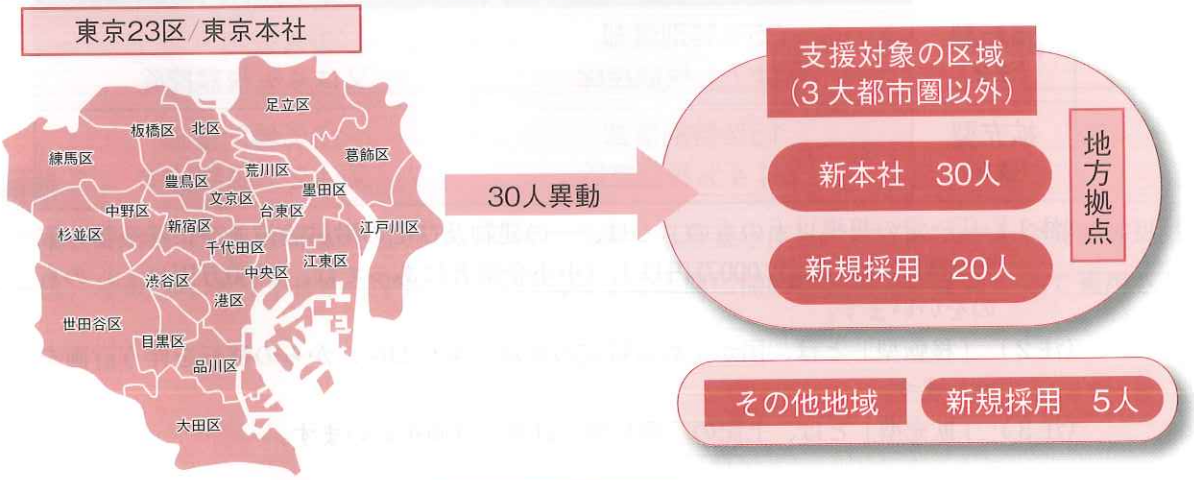

特例の適用のイメージ

地方拠点：前期比＋50人（新本社30人、新規採用20人）

法人全体：前期比＋25人

雇用促進税制と特例制度の適用額

＜雇用促進税制＞

40万円×25人＝1,000万円（控除額）

＜特例制度＞

特例１

50万円×25人（注）＝1,250万円（控除額①）

（注）地方拠点では、50人増となっているが、法人全体の増加数25人増が限度となる。

特例２

30万円×50人＝1,500万円（控除額②）

合計控除額（①＋②）　2,750万円

適用時期

（１）の改正については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日から２年以内に取得する建物及びその附属施設並びに構築物について適用されます。また、（２）の改正については、地域再生法の改正法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

7 特定の資産の買換え等の場合等の課税の特例

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合における譲渡した事業用資産の譲渡益についての課税の繰延べ措置について以下の対象資産及び課税繰延べ割合の見直しが行われたほか、適用期限が２年３ヵ月延長されました。

① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車が除外されます。

② 課税の繰延べ割合（改正前80％）について、改正後の地域再生法の集中地域（３大都市圏）以外の地域から集中地域（東京23区を除く）への買換えについては75％に、集中地域以外の地域から特定の地域（東京23区）への買換えについては70％にそれぞれ引き下げられます。

適用時期

①の改正については、平成27年１月１日以後に事業用資産を譲渡した場合に適用されます。また、②の改正については、地域再生法の改正法の施行の日以後に事業用資産の譲渡をして、同日以後に事業用資産の取得をする場合に適用されます。

Ⅱ　地方税関係

1　外形標準課税

（1）法人事業税の税率の見直し

資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます）が１億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり改正されます。なお、法人事業税の１/４に導入されている外形標準課税（付加価値割及び資本割）が２年間で１/２に拡大されます。

		改正前	改正後	
			平成27年４月１日以後開始事業年度	平成28年４月１日以後開始事業年度
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

（注１）　所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

（注２）　３以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

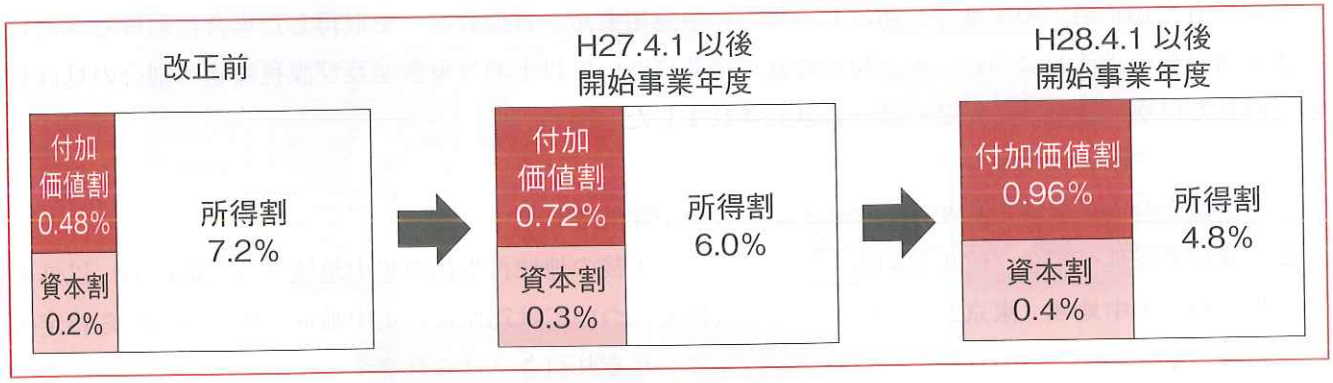

（2） 地方法人特別税の税率の見直し

資本金１億円超の普通法人の地方法人特別税の税率が次のとおり見直されます。

	改正前	改正後	
		平成27年４月１日以後開始事業年度	平成28年４月１日以後開始事業年度
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%

（3） 資本割の課税標準の見直し等

資本割の課税標準（資本金等の額）について、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、その合計額（資本金＋資本準備金）が資本割の課税標準となります。

また、法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額について、その「資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した金額」が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、その合計額（資本金＋資本準備金）が均等割の税率区分の基準となります。

（4） 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

国内雇用者に給与等を支給する法人については、外形標準課税の拡充に伴い、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「雇用者給与等支給増加額」**（注）**を付加価値割の課税標準から控除することができます。

なお、国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例によります（９ページ参照）。

（注） 雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額。

付加価値割の課税標準からの控除（イメージ）

（5）法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金１億円超の普通法人のうち付加価値額が40億円未満の法人について、その事業年度に係る事業税額が平成27年３月31日現在（平成28年４月１日以後開始事業年度の場合には平成28年３月31日現在）の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、次の法人の区分に応じそれぞれに定める額をその事業年度に係る事業税額から控除する措置が講じられます。

	平成27年４月１日以後 開始事業年度
付加価値額が30億円以下の法人	その超える額に１/２の割合を乗じた額
付加価値額が30億円超40億円未満の法人	その超える額に付加価値額に応じて １/２から０の間の割合を乗じた額

適用時期

（１）（２）の改正は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年４月１日以後に開始する事業年度から適用されます。

（３）の改正は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から適用されます。

（４）の改正は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

（５）の改正は、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 ふるさと納税の拡充

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の見直しが行われます。

① 特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の１割（改正前）から２割に引き上げられます。

② 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。ふるさと納税を行った地方自治体が１年間で５団体以内であれば、個人住民税課税市区町村に対するふるさと納税の控除申請を、寄附先の地方自治体に要請することができます。

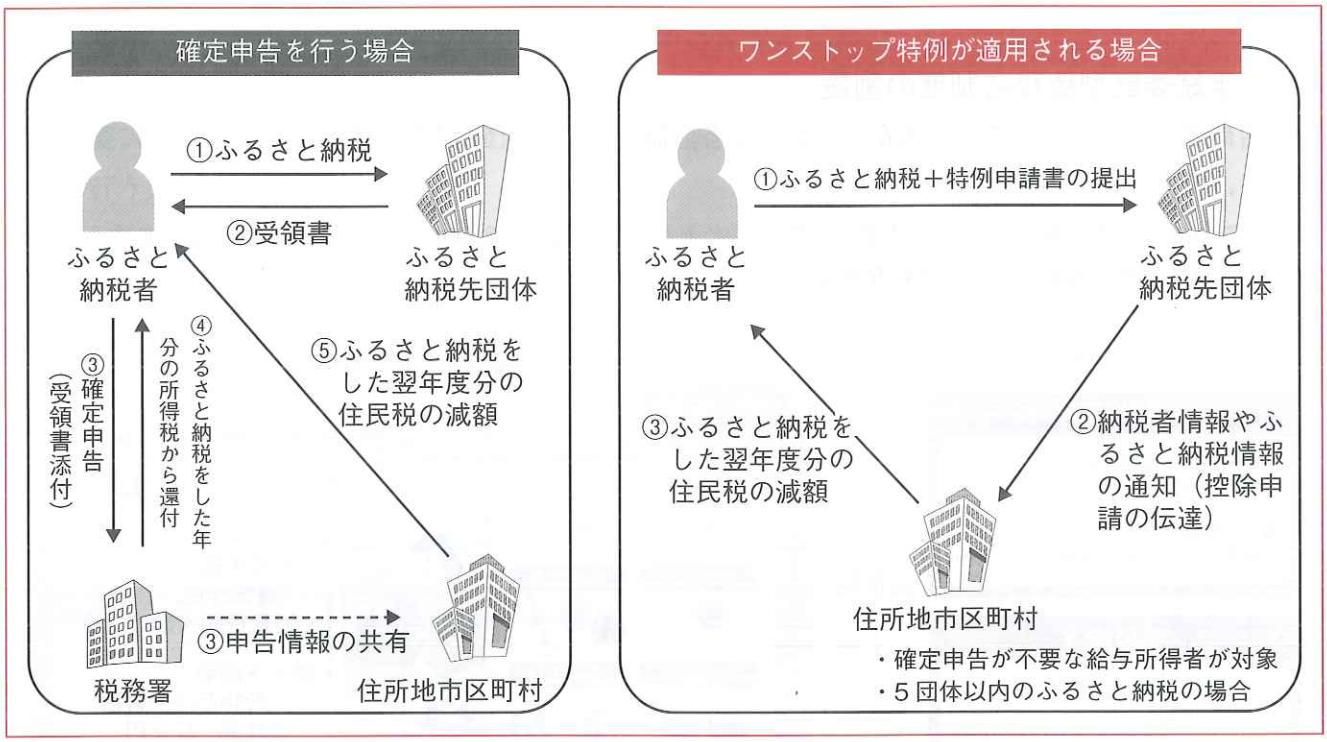

適用時期

①の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。②の改正は、平成27年４月１日以後に行われる寄附について適用されます。

Ⅲ　消費税関係

1　消費税率10%引上げ時期の変更

消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期が、平成27年10月１日から、平成29年４月１日に変更されました。

これに伴い、消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成28年10月１日とされました。

また、「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第３項）が削除されました。

2　外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

外国人旅行者による地方の消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、商店街、ショッピングセンターなど地方を訪れる外国人旅行者向けの消費税免税制度が見直されました。

（１）手続委託型免税店制度の創設

商店街やショッピングモール内などにおける各店舗の免税手続を、「免税手続カウンター」に委託することで、免税手続が簡素化されました。

※　この場合、免税販売の購入下限額（一般物品：１万円、消耗品：5,000円）について、各店舗における購入金額の合計額で判定できるようになります。

（２）クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、臨時店舗を設置しようとするクルーズ船寄港地の港湾施設について、あらかじめ税務署長の承認を受けた場合には、出店の前日までに臨時店舗を設置する旨等を税務署長に届け出ることにより、臨時店舗での免税販売を行うことができるようになりました。

適用時期

平成27年４月１日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

③ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引については、国内事業者が行う場合は課税される一方で、国外事業者が国境を越えて行う場合には国外取引として不課税となるなど、提供者の違いで最終的な税負担に差異があり、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じていることから、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税が見直されます。

（1） 内外判定基準の見直し

内外判定基準が役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直され、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税されます。

（2） 課税方式の見直し

① サービスの提供者が国外事業者である場合の事業者向けの取引については、「リバースチャージ方式」（サービスの受け手に納税義務を課す方式）が導入されます。

② サービスの提供者が国外事業者である場合の消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行う方式とされます。

※ 事業者向けの取引とは、サービスの性質や取引条件等から、サービスの受け手が通常事業者に限られる取引（広告配信等）を、消費者向けの取引とは、それ以外の取引（電子書籍や音楽の配信等）を指します。

※ 課税売上割合が95％以上の事業者や簡易課税事業者等については、事業者の事務負担に配慮する観点から、当分の間、リバースチャージ対象取引が申告対象から除外されます。

※ 日本に事務所等を有しない国外の納税義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者「納税管理人」を置くこととなります。

※ 事業者が、国外事業者から消費者向けサービスの提供を受けた場合において、当該国外事業者が国税庁長官の登録を受けているときには、仕入税額控除が認められることとなります。

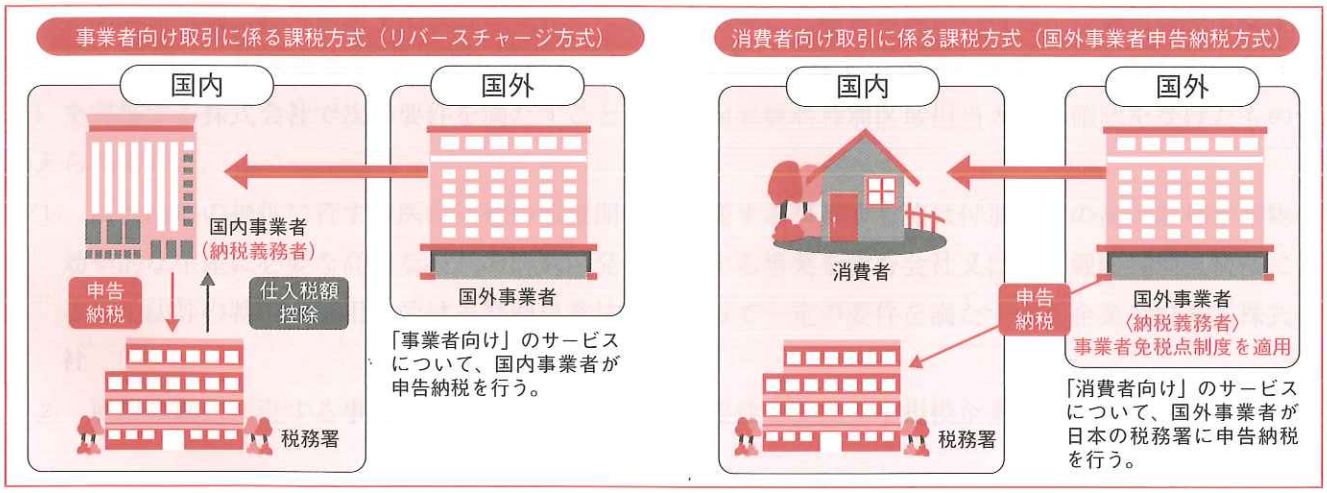

適用時期

平成27年10月１日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等について適用されます。ただし、登録国外事業者制度に係る登録申請については、平成27年７月１日以後にできることとされます。

Ⅳ　所得税関係

1　NISAの拡充

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置）を創設した目的である個人投資家の裾野拡大や、若年層や投資未経験者層へNISAを一層普及させる観点から、同制度が拡充されます。

（1）ジュニアNISAの創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されます。

ジュニアNISAの概要

非課税対象：20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間投資上限：80万円
非課税投資額：最大400万円（80万円×５年間）
口座開設期間：平成28年から平成35年までの８年間（適用期限はNISAと同様）
非課税期間：最長５年間
運用管理：親権者等の代理又は同意のもとで投資、18歳になるまで原則として払出し不可

適用時期

平成28年１月１日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年４月１日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

（2） 投資上限額の引上げ

NISAについて、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる年間の投資上限額（改正前：100万円）が、120万円（累計：600万円）に引き上げられます。

適用時期

平成28年分以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。

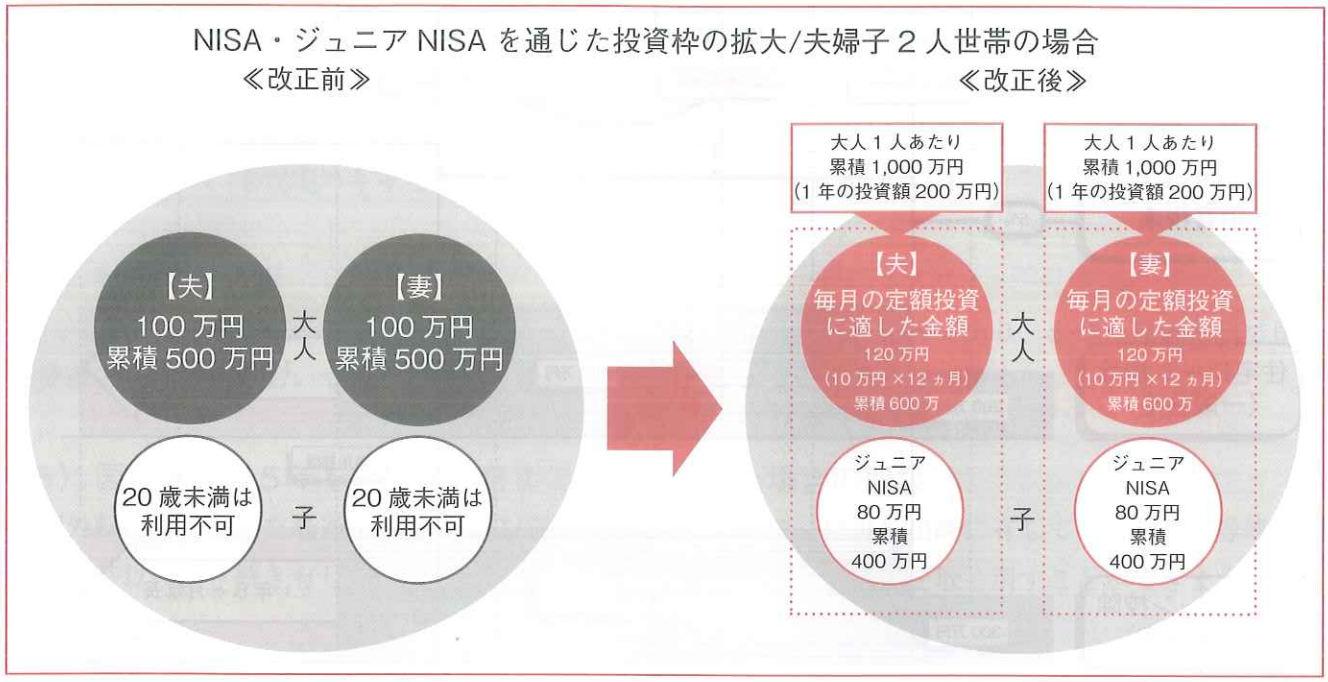

2 エンジェル税制の拡充

エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の適用対象となる株式会社の範囲に、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業（一定のものに限ります）を実施する株式会社で次の要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものが加えられました。

① 高度医療の提供に資する医療技術の研究開発等に関する事業若しくは付加価値の高い農林水産物の効率的な生産に必要な高度な技術の研究開発等に関する事業を営む会社又は国家戦略特別区域法による農地法等の特例の適用を受ける特例農業法人であって一定の要件を満たす中小企業者である株式会社

② 雇用の創出に資する事業を営むものとして一定の要件を満たす小規模企業者である株式会社

適用時期

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年３月31日までの間に払込みにより取得をする株式について適用されます。

③ 住宅ローン控除等の適用期限の延長

平成29年12月31日までの適用期限とされていた住宅ローン控除等の措置について、消費税率10％への引上げ時期の変更に伴い、その適用期限が平成31年６月30日まで１年６ヵ月延長されました。

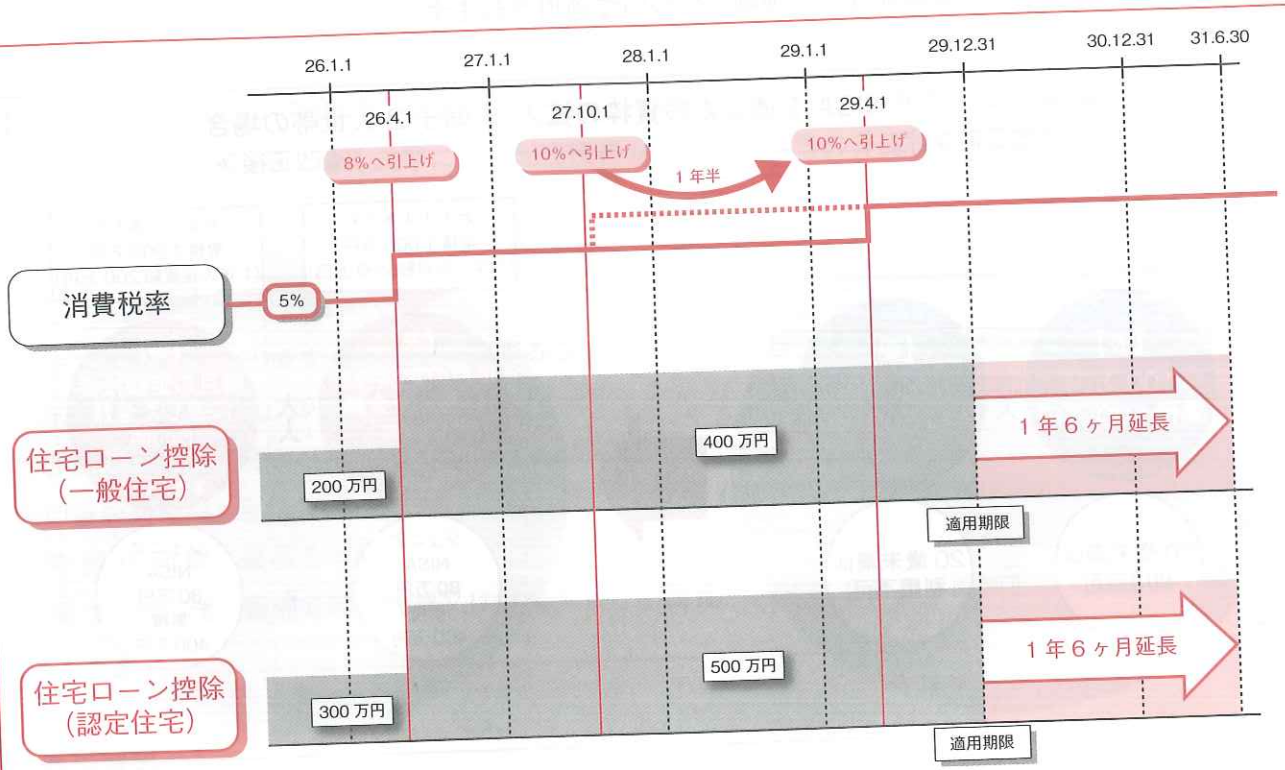

※個人住民税の住宅ローン控除の特例、被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても同様の延長措置が講じられます。
※住まい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様の延長措置が講じられます。

4 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に、そのキャピタルゲインに関する課税権があることを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したままキャピタルゲイン非課税国に国外転出（国内に住所及び居所を有しなくなることをいいます）し売却するといった課税逃れを防止するため、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例が創設されます。

（1） 特例の概要

平成27年７月以後に国外転出する一定の高額資産家を対象に、国外転出時に有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、未実現のキャピタルゲインに対して特例的に課税されます。

（2） 特例の対象者

国外転出時に有する所得税法上の有価証券等の評価額が１億円以上の者であり、かつ、原則として国外転出直近10年以内において５年を超えて居住者であった者が対象とされます。

（3） 国外転出後５年を経過する日までに帰国をした場合の取扱い

国外転出から５年を経過する日までに帰国した場合において、国外転出時に有していた有価証券等で国外転出時以後引き続き有していたものについては、この特例による課税を取り消すことができます。

（4） 納税猶予

この特例の適用を受けた者が、国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、国外転出の日から５年（申請により10年まで延長可）を経過する日まで、納税が猶予されます。ただし、確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出をすることが必要です。

適用時期

平成27年７月１日以後に国外転出をする場合に適用されます。

5 国外親族の扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族の扶養控除については、「適用要件を満たしているか十分確認ができないまま扶養控除が適用されている」との会計検査院の指摘を受け、それらの扶養控除等（注）の適用を受ける納税者に対して、確定申告や給与等又は公的年金等の源泉徴収税額の計算において、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書等に添付、又は提示することが義務付けられます。

（注） 書類の添付等が義務付けられる所得控除の種類は以下の通りです。
扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除

（1） 親族関係書類

次の書類の提示が必要となります。

① 納税者の親族が日本人である場合

戸籍の附票の写し、その他国又は地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し

② 納税者の親族が外国人である場合

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載のあるものに限ります）

（2） 送金関係書類

その年の次の①又は②の書類で、その親族の生活費又は教育費に充てるためのその納税者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするもの

① 送金依頼書

金融機関が行う為替取引により、その納税者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類

② クレジットカード利用明細書等

クレジットカード発行会社が交付したカードを提示して、その親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその納税者から受領したことを明らかにする書類

適用時期

平成28年１月１日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。

V　資産税関係

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

祖父母や両親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年６月30日まで延長された上で、非課税枠が最大3,000万円まで拡充されます。

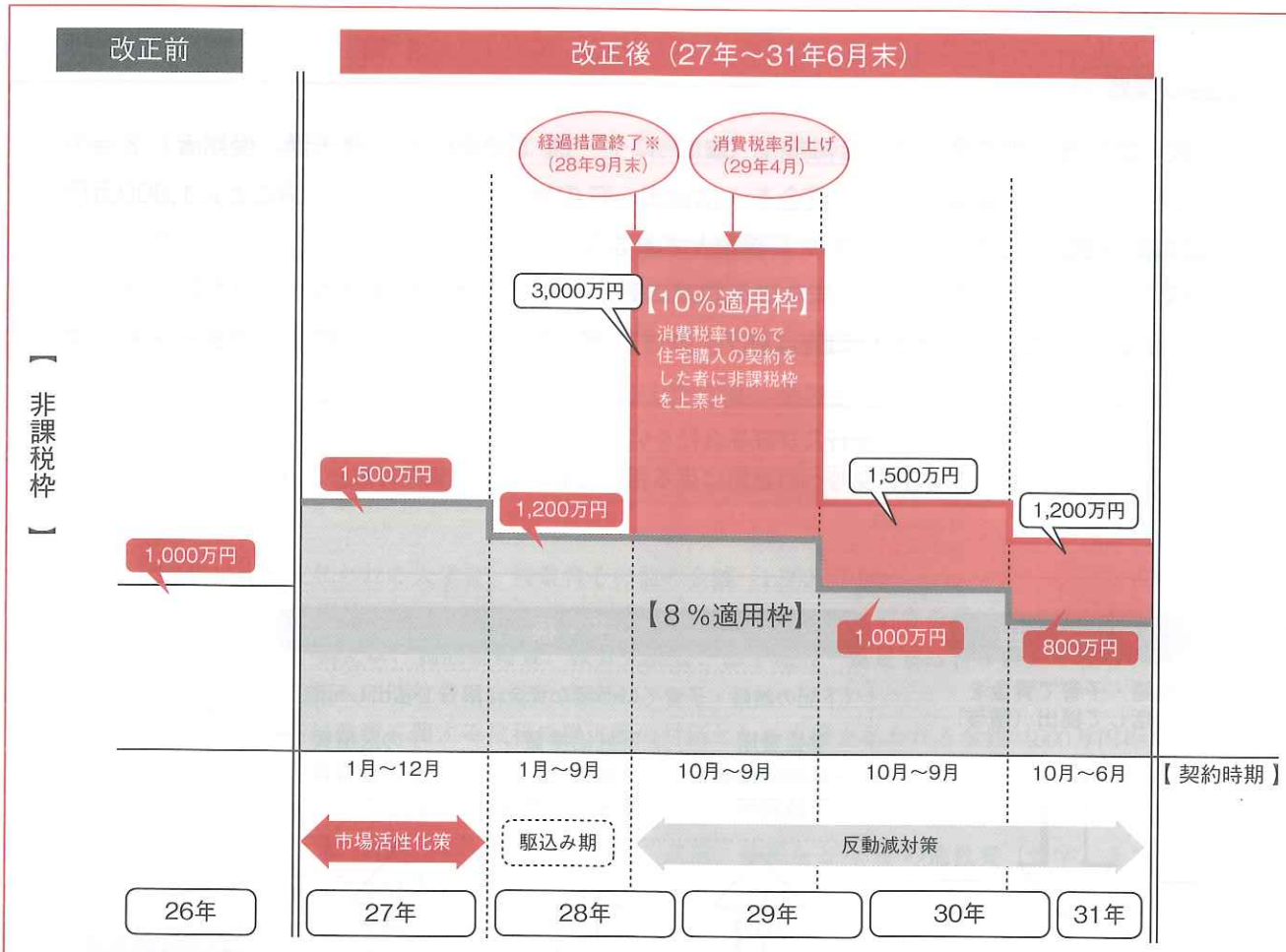

※消費税率引上げに伴う経過措置により、28年９月末までに請負契約を締結すれば、引渡しが29年４月を過ぎても、旧税率（８％）を適用。

（注１）　上記は、良質な住宅用家屋（耐震・エコ住宅）に係る非課税枠です。なお、平成27年より、良質な住宅用家屋の範囲にバリアフリー住宅が追加されるとともに、エコ住宅の要件が見直されます（一次エネルギー消費量等級４以上の住宅を追加）。

（注２）　上記以外の一般住宅に係る非課税枠は、500万円減となります。
（例：平成28年10月～平成29年９月に消費税率10％で住宅購入の契約をした者であれば、2,500万円）

（注３）　東日本大震災の被災者については、非課税枠（良質な住宅用家屋：1,500万円、一般住宅：1,000万円）を平成31年６月末まで継続します。ただし、消費税率10％が適用される住宅購入者の平成28年10月から平成29年９月までの非課税枠については、良質な住宅用家屋：3,000万円、一般住宅：2,500万円となります。

（注４）　住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例（贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能）についても、平成31年６月末まで継続します。

適用時期

平成27年１月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

少子化対策として、両親や祖父母の資産を子や孫の世代に移転することで経済の活性化を促し、若年層の結婚、妊娠、出産、育児を後押しするために、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。

制度の概要

① 親・祖父母（贈与者）は、金融機関（**注1**）に子・孫（20歳以上50歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円（結婚関係費用は300万円）までが非課税とされます。

② 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます（**注2**）。

③ 受贈者が50歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税が課税されます。

（注１） 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいいます。

（注２） 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の２割加算の対象とされません。

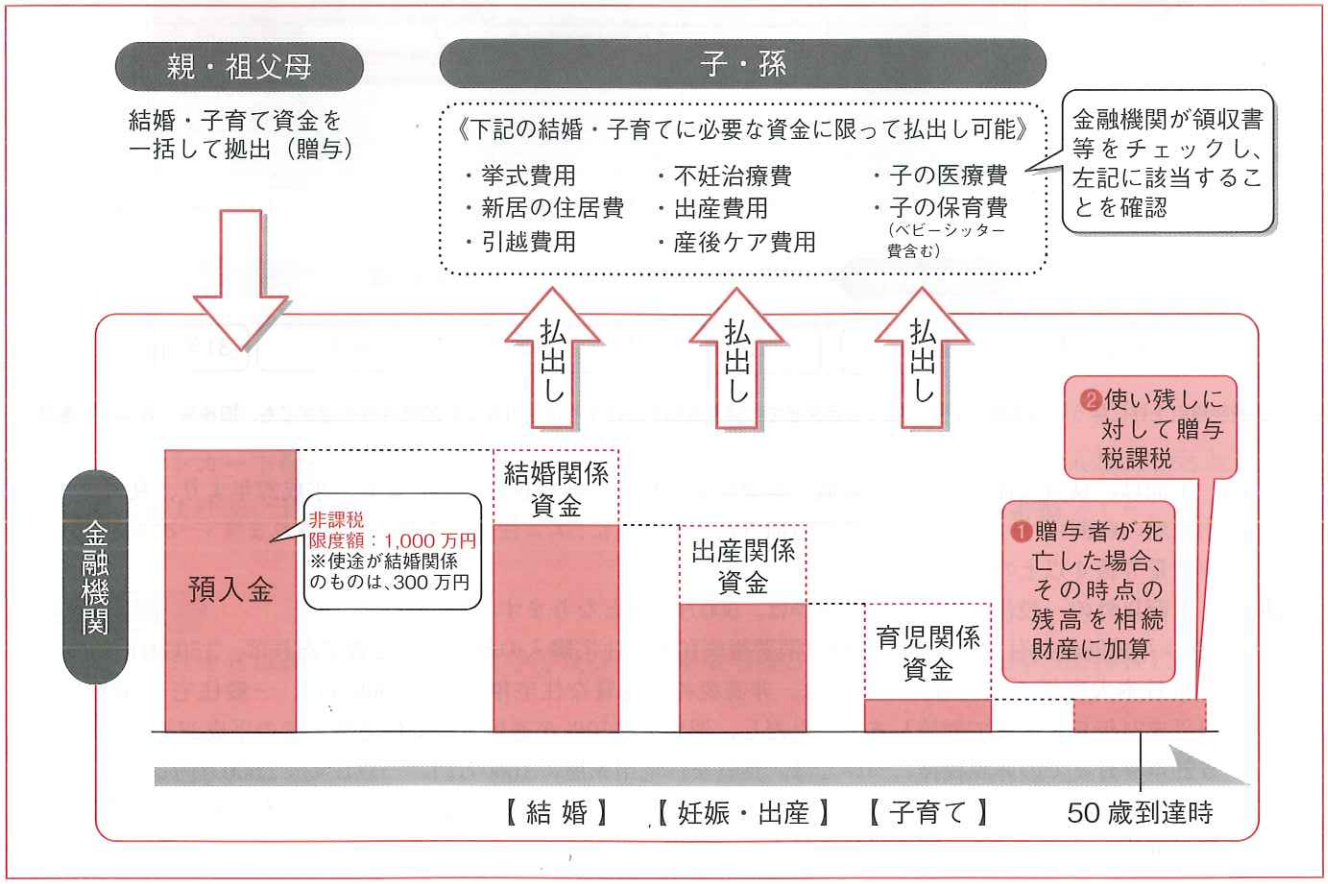

適用時期

平成27年４月１日から平成31年３月31日までの間に結婚・出産・子育てのために拠出される資金について適用されます。

③ 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、適用期限が平成31年３月31日まで延長されます。

制度の概要

○　祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円まで非課税。

○　教育費の範囲（注）は、学校などへの入学金や授業料、学校以外の塾や習い事の月謝等とし、学校以外の者に支払われるものについては500万円が限度。

○　教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

○　子・孫が30歳に達する日に口座等は終了（使い残しや教育資金以外の支払いに充てられた金銭については贈与税が課税）。

（注）「教育費」の範囲

（１）　学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭（1,500万円枠）

学校等に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費。例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費は含まれ、学校等に直接支払われない下宿代、留学先への渡航費は含まれません。

（２）　学校等以外の者に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭（500万円枠）

学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価。例えば、学習塾、予備校、文化芸術活動（楽器、舞踏、絵画など）、スポーツ活動（水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など）、その他教養（習字、そろばん、外国語会話など）が含まれます。

※　（１）又は（２）に掲げる金銭で、合計1,500万円が限度

改正の内容

①　特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。

②　金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が１万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとされます。

適用時期

①の改正は、平成27年４月１日以後に支払われたものについて適用されます。

②の改正は、平成28年１月１日以後に提出する書類について適用されます。

4 非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について、次の見直しが行われました。

① 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者（創業２代目）が、創業者（１代目）の存命中に後継者（創業３代目）へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者（３代目）が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る（２代目の）猶予税額が免除されることとされます。

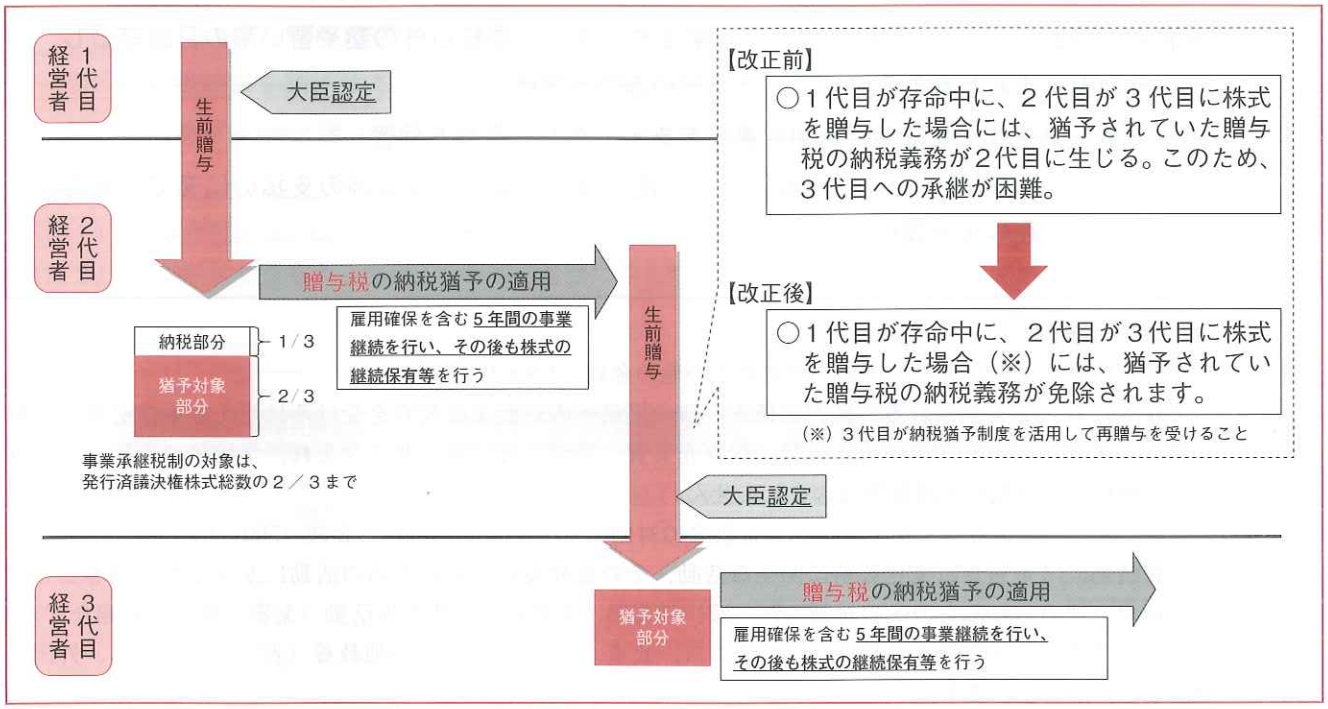

② 納税猶予制度を適用するにあたり必要な認定手続きが経済産業大臣から都道府県に移譲されます。

適用時期

①の改正は、平成27年４月１日以後の贈与から適用されます。

②の改正は、中小企業経営承継円滑化法の改正法の施行の日から適用されます。

Ⅵ　その他

1　財産債務明細書の見直し

所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、改正前の財産債務明細書について、以下の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます（「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（23ページ参照）」にも活用されます）。

① 提出基準（改正前：所得2,000万円超）が見直され、「所得2,000万円超」かつ「総資産３億円以上または有価証券等１億円以上（12月31日時点）」とされます。

※ 「有価証券等」の範囲は、国外転出をした場合の譲渡所得等の特例の対象資産と同様です。

② 記載内容が見直され、財産の詳細を時価（見積価額も可）で記載することとされます。

※ 国外転出をした場合の譲渡所得等の特例に活用する観点から、有価証券等については取得価額も併記します。

③ 加算税の加減算によるインセンティブ措置が導入され、所得税・相続税の申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税が５％軽減されます（所得税・相続税）。また、財産債務調書の不提出・記載不備にかかる部分については、過少（無）申告加算税が５％加重されます（所得税）。

適用時期

平成28年１月１日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

2 税務調査手続きの見直し

（1）再調査

調査が終了した後において「新たに得られた情報」に照らし非違があると認めるときは再調査を行うことができる規定について、再調査の前提となる前回調査の範囲を「実地の調査」に限ることとされ、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても再調査を行うことができることとされました。

（2）調査の事前通知

複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとされました。

適用時期

（1）については、再調査の前提となる前回調査が平成27年４月１日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査について適用されます。（2）については、平成27年７月１日以後に行う事前通知について適用されます。

3 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用の推進

マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続きにおいて効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することが義務付けられます。

適用時期

マイナンバー法等の改正法の公布後３年以内の政令で定める日から施行されます（平成30年１月から施行予定）。

4 空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、管理不全の空家の除去・適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等（注）に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を１/６または１/３とする特例）及び都市計画税の課税標準の特例措置（課税標準を１/３または２/３とする特例）の対象から除外する措置が講じられます。

（注）「特定空家等」とは、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等をいいます。なお、市町村長が「特定空家等」の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言・指導、勧告、命令等を行うことが可能とされています。

特定空家等に係る土地は、以下の住宅用地特例が適用除外となります。

区分	面積区分	特例による課税標準額	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	200㎡以下の部分	価格×１/６	価格×１/３
一般住宅用地	200㎡を超える部分 （家屋の床面積の10倍まで）	価格×１/３	価格×２/３

適 用 除 外

適用時期

空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する日（平成27年５月26日）から適用されます（平成28年度分から適用されます）。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

平成27年度　税制改正のあらまし

平成27年5月発行

執筆　　税理士・米国公認会計士　安部　健一
税理士　島田　哲宏

発行　公益財団法人　全国法人会総連合

〒160-0002　東京都新宿区坂町13番地4
FAX　03（3357）6682

禁無断転載

法人会
消費税期限内納付
推進運動

めざします
企業の繁栄と社会への貢献 法人会